

三股町総合評価落札方式（特別簡易型）実施要綱（加算方式）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事において実施する総合評価落札方式（特別簡易型）による条件付一般指名競争入札の手続きについて、三股町財務規則（昭和39年規則第11号）及び三股町条件付一般競争入札実施に関する要綱（平成19年告示第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この要綱において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要綱において「総合評価落札方式（特別簡易型）」（以下「特別簡易型」という。）とは、技術的な工夫の余地が小さく企業の施工能力等及び配置予定技術者の能力並びに価格を総合的に評価することが妥当と判断される方式をいう。

（対象工事）

第3条 この要綱の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、特別簡易型により施工することが妥当と判断される工事のうち町長が定めるものとする。

（落札者決定基準）

第4条 町長は、特別簡易型による入札を実施するため「技術評価基準」及び「評価の方法」を定める。

1 「技術評価基準」は、次のとおりとし、詳細は別途定める。

- (1) 評価項目
- (2) 評価基準
- (3) 配点

2 「評価の方法」は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価は、技術評価基準の合計した数値（以下「技術評価点」という。）と、当該入札者の入札価格を予定価格で除した数値（以下「価格評価点」という。）を合計する。

技術評価点＝技術評価基準の合計点

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

(2) 技術評価基準の満点は10点に設定する。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 町長は、特別簡易型の実施に当たっては、学識経験者の意見を聞かなければならない。

2 町長は、学識経験者の意見を聞くときは、宮崎県総合評価技術委員会設置要綱第8条に規定する学識経験者から聞くものとする。

(予定価格の事前公表)

第6条 対象工事の予定価格は、公告のときに公表するものとする。

(低入札価格調査制度)

第7条 この要綱による入札は、低入札価格調査制度を採用するものとする。

(落札者の決定方法)

第8条 予定価格の範囲内で、別途定める三股町低入札価格調査制度実施要綱第5条における失格判断基準価格を超える価格をもって申込みをしたもののうち、評価値が最も高いものを落札者とする。

なお、評価値が最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特別簡易型に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。